

。連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四十五 （略） 四十六 退職給付 財務諸表等規則第八条第五十四項に規定する退職給付をいう。 四十七 退職給付債務 財務諸表等規則第八条第五十五項に規定する負債をいう。 四十八 勤務費用 財務諸表等規則第八条第五十六項に規定する費用をいう。 四十九 利息費用 財務諸表等規則第八条第五十七項に規定する費用をいう。 五十 年金資産 財務諸表等規則第八条第五十八項に規定する資産をいう。 五十一 期待運用収益 財務諸表等規則第八条第五十九項に規定する収益をいう。 五十二 数理計算上の差異 財務諸表等規則第八条第六十項に規定する差異をいう。 五十三 過去勤務費用 財務諸表等規則第八条第六十一項に規定する過去勤務費用をいう。 五十四 未認識数理計算上の差異 財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。 五十五 未認識過去勤務費用 財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。	（定義） 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四十五 （略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一~三 (略)

四 退職給付に係る会計処理の方法

五~十 (略)

(確定給付制度に基づく退職給付に関する注記)

第十五条の八 退職給付に関し、確定給付制度(財務諸表等規則第八条の十三第一項に規定する確定給付制度をいう。第一号において同じ。

)を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 確定給付制度の概要

二 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 勤務費用の額

ロ 利息費用の額

ハ 数理計算上の差異の発生額

ニ 退職給付の支払額

ホ 過去勤務費用の発生額

ヘ その他

三 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 期待運用収益

ロ 数理計算上の差異の発生額

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一~三 (略)

(新設)

四~九 (略)

(退職給付に関する注記)

第十五条の八 財務諸表等規則第八条の十三第一項の規定は、退職給付について準用する。この場合において、同項第二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、同項第二号及び第三号中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同項第三号中「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「直前事業年度末」とあるのは「当該連結決算日の前連結決算日」と読み替えるものとする。

ハ 事業主である会社等からの拠出額	ニ 退職給付の支払額	ホ その他	四 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	五 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額	イ 勤務費用の額	ロ 利息費用の額	ハ 期待運用収益	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	ホ 過去勤務費用の費用処理額	ヘ その他	六 退職給付に係る調整額（次のイから八までに掲げる額の合計額をいう。第六十九条の五第一項第四号において同じ。）及び次に掲げるその内訳項目の金額	イ 数理計算上の差異の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額（次号イから八までに掲げる額の合計額をいう。この項及び第四十三条の第二項第五号において同じ。）の項目に計上されている未認識数理計算上の差異の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額	ロ 過去勤務費用の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額の項目に計上されている未認識過去勤務費用の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額	ハ その他	七 退職給付に係る調整累計額及び次に掲げるその内訳項目の金額	イ 未認識数理計算上の差異の額
-------------------	------------	-------	---	--------------------------	----------	----------	----------	------------------	----------------	-------	---	--	---	-------	--------------------------------	-----------------

ロ 未認識過去勤務費用の額	
ハ その他	
ハ 年金資産に関する次に掲げる事項	
イ 年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。）	
ロ 長期期待運用収益率の設定方法	
九 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項	
イ 割引率	
ロ 長期期待運用収益率	
ハ その他	
十 その他の退職給付に関する事項	
2 前項第二号へ、第三号ホ、第五号へ、第六号ハ及び第七号ハに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。	
（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）	
第十五条の八の二 財務諸表等規則第八条の十三の二第一項の規定は、退職給付に関し、確定拠出制度（財務諸表等規則第八条の十三第一項に規定する確定拠出制度をいう。）を採用している場合について準用する。	
（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）	
第十五条の八の三 財務諸表等規則第八条の十三の三（第三項を除く。	

（新設）

（新設）

（）の規定は、退職給付に関し、複数事業主制度（同条第一項に規定する複数事業主制度をいう。）を採用している場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条の十三の規定」とあるのは「第十五条の八の規定」と、同項第一号中「第八条の十三第一項第二号から第八号まで」とあるのは「第十五条の八第一項第二号から第十号まで」と、同条第二項中「第八条の十三第一項」とあるのは「第十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

（各資産の範囲）

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二
条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条
の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資
産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸
表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出
会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号
中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替える
ものとする。

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に
従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら
ない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が
資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括し
て表示することが適当であると認められるものについては、適当な名
称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一（三）（略）

四 退職給付に係る資産

五（略）

（各資産の範囲）

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二
条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六
条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資
産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸
表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出
会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に
従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら
ない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一
以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当
であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつ
て一括して掲記することができる。

一（三）（略）

四（新設）

五（略）

2・4 (略)

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

第三十六条の二 退職給付に係る負債は、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一五 (略)

六 退職給付に係る負債

七・八 (略)

2・3 (略)

4 前条第五項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)

第四十三条の二 その他の包括利益累計額は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一四 (略)

五 退職給付に係る調整累計額

2・4 (略)

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第四号の資産について準用する。

(新設)

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一五 (略)

(新設)

六・七 (略)

2・3 (略)

4 前条第五項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)

第四十三条の二 その他の包括利益累計額は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一四 (略)

(新設)

2 (略)

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第五十五条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費用をいう。

(その他の包括利益の区分表示)

第六十九条の五 その他の包括利益は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 三 (略)

四 退職給付に係る調整額

2 4 (略)

附則

2 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度(以下この項において「当連結会計年度」という。)の前連結会計年度に係る連結財務諸表(法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前連結財務諸表」という。)を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表(以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。)を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものと

2 (略)

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第五十五条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、引当金繰入額(その金額が少額であるものを除く。)及びこれ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費用をいう。

(その他の包括利益の区分表示)

第六十九条の五 その他の包括利益は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

2 4 (略)

附則

2 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度(以下この項において「当連結会計年度」という。)の前連結会計年度に係る連結財務諸表(法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前連結財務諸表」という。)を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表(以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。)を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものと

3 (略) し、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。ただし、この規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の規定により、当連結財務諸表の用語、様式及び作成方法を前連結財務諸表に適用していない場合には、この限りではない。	3 (略) し、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
--	--

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改 正 案			現 行		
様式第四号 【連結貸借対照表】			様式第四号 【連結貸借対照表】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)		前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部					
流動資産					
(略)					
固定資産					
有形固定資産					
(略)					
無形固定資産					
(略)					
投資その他の資産					
投資有価証券	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
長期貸付金	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
貸倒引当金	△ × × ×	× × ×		△ × × ×	× × ×
長期貸付金（純額）	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
退職給付に係る資産	× × ×	× × ×			
繰延税金資産	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
投資その他の資産合計	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
固定資産合計	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
繰延資産					
(略)					
負債の部					
流動負債					
支払手形及び買掛金	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
短期借入金	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
リース債務	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
未払法人税等	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
繰延税金負債	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
× × 引当金	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
(削る)				× × ×	× × ×
資産除去債務	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
流動負債合計	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
固定負債					
社債	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
長期借入金	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×
リース債務	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×

改 正 案				現 行			
繰延税金負債		× × ×	× × ×	繰延税金負債		× × ×	× × ×
××引当金		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	退職給付引当金		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
退職給付に係る負債		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	(新設)			
(削る)						<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
資産除去債務		× × ×	× × ×	資産除去債務		× × ×	× × ×
その他		× × ×	× × ×	その他		× × ×	× × ×
固定負債合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	固定負債合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
負債合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	負債合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
純資産の部				純資産の部			
株主資本				株主資本			
(略)				(略)			
その他の包括利益累計額				その他の包括利益累計額			
其他有価証券評価差額金		× × ×	× × ×	其他有価証券評価差額金		× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益		× × ×	× × ×	繰延ヘッジ損益		× × ×	× × ×
土地再評価差額金		× × ×	× × ×	土地再評価差額金		× × ×	× × ×
為替換算調整勘定		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	為替換算調整勘定		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
退職給付に係る調整累計額		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	(新設)			
.....		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>			<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
その他の包括利益累計額合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	その他の包括利益累計額合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
新株予約権		× × ×	× × ×	新株予約権		× × ×	× × ×
少数株主持分		× × ×	× × ×	少数株主持分		× × ×	× × ×
純資産合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	純資産合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
負債純資産合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	負債純資産合計		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
(略)				(略)			

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行																																																																																																
様式第五号の二 【連結包括利益計算書】 (単位： 円)	様式第五号の二 【連結包括利益計算書】 (単位： 円)																																																																																																
<table><tr><td></td><td>前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</td><td>当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</td></tr><tr><td>少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>その他の包括利益</td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> 繰延ヘッジ損益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> <u>為替換算調整勘定</u></td><td><u>× × ×</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr><tr><td> <u>退職給付に係る調整額</u></td><td><u>× × ×</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr><tr><td> 持分法適用会社に対する持分相当額</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> </td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> その他の包括利益合計</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>包括利益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>(内訳)</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 親会社株主に係る包括利益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> 少数株主に係る包括利益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>(記載上の注意)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>		前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×	その他の包括利益			その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×	繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×	<u>為替換算調整勘定</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>退職給付に係る調整額</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	その他の包括利益合計	× × ×	× × ×	包括利益	× × ×	× × ×	(内訳)			親会社株主に係る包括利益	× × ×	× × ×	少数株主に係る包括利益	× × ×	× × ×	(記載上の注意)			(略)			<table><tr><td></td><td>前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</td><td>当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</td></tr><tr><td>少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>その他の包括利益</td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> 繰延ヘッジ損益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> <u>為替換算調整勘定</u></td><td><u>× × ×</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr><tr><td> (新設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 持分法適用会社に対する持分相当額</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> </td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> その他の包括利益合計</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>包括利益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>(内訳)</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 親会社株主に係る包括利益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td> 少数株主に係る包括利益</td><td>× × ×</td><td>× × ×</td></tr><tr><td>(記載上の注意)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>		前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×	その他の包括利益			その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×	繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×	<u>為替換算調整勘定</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	(新設)			持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	その他の包括利益合計	× × ×	× × ×	包括利益	× × ×	× × ×	(内訳)			親会社株主に係る包括利益	× × ×	× × ×	少数株主に係る包括利益	× × ×	× × ×	(記載上の注意)			(略)		
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)																																																																																															
少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×																																																																																															
その他の包括利益																																																																																																	
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×																																																																																															
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×																																																																																															
<u>為替換算調整勘定</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>																																																																																															
<u>退職給付に係る調整額</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>																																																																																															
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×																																																																																															
.....	× × ×	× × ×																																																																																															
その他の包括利益合計	× × ×	× × ×																																																																																															
包括利益	× × ×	× × ×																																																																																															
(内訳)																																																																																																	
親会社株主に係る包括利益	× × ×	× × ×																																																																																															
少数株主に係る包括利益	× × ×	× × ×																																																																																															
(記載上の注意)																																																																																																	
(略)																																																																																																	
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)																																																																																															
少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×																																																																																															
その他の包括利益																																																																																																	
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×																																																																																															
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×																																																																																															
<u>為替換算調整勘定</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>																																																																																															
(新設)																																																																																																	
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×																																																																																															
.....	× × ×	× × ×																																																																																															
その他の包括利益合計	× × ×	× × ×																																																																																															
包括利益	× × ×	× × ×																																																																																															
(内訳)																																																																																																	
親会社株主に係る包括利益	× × ×	× × ×																																																																																															
少数株主に係る包括利益	× × ×	× × ×																																																																																															
(記載上の注意)																																																																																																	
(略)																																																																																																	

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改 正 案			現 行		
様式第六号 【連結株主資本等変動計算書】			様式第六号 【連結株主資本等変動計算書】		
(単位：円)			(単位：円)		
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(略)			(略)		
その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額		
(略)			(略)		
為替換算調整勘定			為替換算調整勘定		
当期首残高	× × ×	× × ×	当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×	× × ×	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
退職給付に係る調整累計額			(新設)		
当期首残高	× × ×	× × ×	(新設)		
当期変動額			(新設)		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×	× × ×	(新設)		
当期変動額合計	× × ×	× × ×	(新設)		
当期末残高	× × ×	× × ×	(新設)		
その他の包括利益累計額合計			その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	× × ×	× × ×	当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×	× × ×	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
(略)			(略)		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		